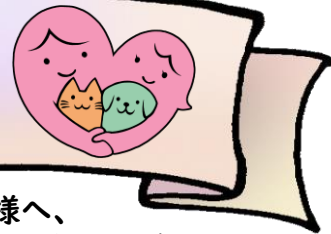


犬猫パートナー通信

Vol.48

令和7年2月号



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の最新スケジュールや、適正飼養の知識、お知らせ等をお届けする情報紙です。

愛護センターや保健所など
行政からの譲渡です！



譲渡前講習会カレンダー

◆犬・猫の譲渡を受けるには・・・

- 群馬県、前橋市からの譲渡…はじめに譲渡前講習会を受講してください(事前予約制・開催予定はカレンダーを参照)
- 高崎市からの譲渡…はじめに譲渡申込を行ってください
※譲渡申込者を対象に、個別に説明等を行っています

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 前	5	6 群	7	8
9	10	11	12	13 群	14	15
16 前	17	18 前	19	20	21	22 群
23	24	25 前	26	27 群	28	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 前	5	6 群	7	8
9	10	11 前	12	13 群	14	15
16 前	17	18 前	19	20	21	22 群
23 30	24 31	25 前	26	27	28	29

※既に予約が満員の場合や、日程が変更になる場合がありますので、最新情報はホームページやお問い合わせまでご確認ください

群

群馬県動物愛護センター



前

前橋市保健所衛生検査課



高崎市動物愛護センター
(個別予約制)



マイクロチップの情報登録を忘れずに！



MCは情報登録の
手続が必要だよ！

現在、新たに販売される犬・猫にはマイクロチップ(MC)が必ず装着されています。また、以前から飼っているペットに装着済の方もいるでしょう。しかし、ペットに装着されているMCの情報を登録する手続が必要なおことはご存じでしょうか？

マイクロチップの役割



MC読み取りの様子

マイクロチップの役割は迷子として保護された時に、飼い主に連絡を取れるようにすることです。

もしもの時、マイクロチップが本来の役割を果たすためには、正確な情報の登録が欠かせません。

どこで登録手続をするの？

犬・猫のマイクロチップに関する手続は、PCやスマートフォンからオンラインでできます！

詳しくは環境省の専用サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」をご確認ください。



右の二次元コードからもアクセスできます！⇒⇒⇒ MC登録専用サイト

どんな時に手続が必要なの？

飼い主の皆様にとって、マイクロチップ(MC)の情報登録に関わる手続が必要になる場面は、主に以下の4種類です。
必要な手続が済んでいるか確認しましょう！！

主な手続

飼い主情報の
変更登録

犬猫情報の
新規登録

登録情報の変更

死亡の届出

手続が必要になる場面の例

・新たに購入した
・MC登録済の犬や猫を譲り受けた

・飼っている犬・猫に、動物病院で新たにMCを装着した

・引っ越しによる住所変更
・電話番号等の連絡先の変更

・MC登録済みの犬・猫が亡くなった



忘れずに！！



群馬県内でも、マイクロチップが装着されていたのに、変更登録などの手続が行われておらず、飼い主に連絡がつかなかった事例が発生しています。いざという時のために、忘れずに手続をしましょう。

詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください！

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先：

食品・生活衛生課
027-226-2442

